

答 申

諮問第72号

第1 審査会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった別紙1(1)及び(2)に記載の公文書開示請求（以下別紙1(1)を「本件開示請求」といい、別紙1(2)を「補正後開示請求」という。）について行った非開示決定は妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、平成24年1月6日付けで別紙1(1)のとおり開示請求を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求について、平成24年1月6日付け総第2-851号により、別紙1(3)に記載のとおり、不備があるため補正通知を行った。異議申立人より、補正請求に基づく補正後開示請求が平成24年1月8日付けでなされ、実施機関は、平成24年1月17日付けで下記(1)を理由とする公文書非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成24年1月17日付けで異議申立人に通知した。
 - (1) 公文書開示請求書中の「公文書の名称その他開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項」欄の記載だけでは、請求の対象となる公文書の特定が不十分であるため。
- 3 異議申立人は、平成24年2月29日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立ての内容要旨

- 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、「処分を取り消し全て開示せよ」というものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び審査会における説明及び意見の陳述によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 実施機関の補正通知については、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならないのに、これを割愛した。
- (2) 平成20年11月26日に異議申立人等が開示請求によらずに閲覧し、コピーを依頼した後に、実施機関により故意に毀棄され隠匿された、一部の土地所有者の承諾書が得られない理由を偽造した「理由書」と記載した文書や「理由書」記載の根拠を示すために添付した謄本でない偽造裁判記録は、もともと「海建第7110号文書」に綴じられていた。和歌山県により毀棄又は隠匿された文書は「和歌山財務事務所や法務局に永久保存されている文書」であり、和歌山県にも「文書分類表保存期間長期（永久）」に基づいて保存されていなければならない文書であった。「支出票に添付して期間経過と共に廃棄した」と県が主張するのは余りにも計画的で悪質であり、和歌山県の作為的隠蔽工作の一貫として和歌山県本庁から出された指示(命令)である。よって、組織的な不正について調査を求める。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示決定通知書及び異議申立てに対する非開示決定に係る理由説明書並びに審査会における説明及び意見陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

1 本件開示請求内容について

- (1) 本件開示請求の内容は、別紙1(1)のとおりであり、対象公文書を特定できないとして、平成24年1月6日付け総第2-851号で補正を求めた。その際、情報公開コーナーに配架し

ている公文書管理簿の写しの存在を教示し、補正の参考とするよう通知しており、補正の参考となる情報を提供しているものである。よって、異議申立人の主張は妥当ではない。

- (2) 異議申立人が本件開示請求書に添付した資料については、異議申立人からの開示請求に対して、当時用地対策課の担当者が各振興局建設部からの問い合わせに対して期限延長通知の様式等を各振興局建設部担当者あて、メールで送信したものである。

(以下「用地対策課メール」という。)この「用地対策課メール」により「開示しなかった文書」の開示を求めており、当該非開示決定に対して異議申立てを行うべきである。

2 補正後開示請求について

- (1) 異議申立人より平成24年1月8日付け補正請求に基づく補正と記載された公文書開示請求書の内容は、別紙1(2)のとおりである。これは、「東牟婁以外全県振興局全部局の公文書(平成18年度以前の永久保存文書全部)」とも理解できるが、形式的、外形的には一応明確ではあるものの、組織をまたがる多種多様な行政組織の活動に係る公文書の全てを一括して請求することは、本県の適正な情報公開制度で予想されているものではなく、「開示請求権制度上は、特定が不十分である」と判断したことは、妥当である。

3 当時の状況について

- (1) 県に対して、平成23年12月下旬から、翌平成24年1月下旬までに約80件余りの開示請求を行っていて、実施機関では、異議申立人の行った種々の開示請求内容について異議申立人とやりとりを行っていたところである。
- (2) 本件と同日付けの別件開示請求(別紙1(4)、以下「別件」とする。)について、該当実施機関においては非開示決定あるいは、一部の実施機関にあっては部分開示決定がなされ、これについて、異議申立人は異議申立てを行っていない。つまり、別件はいわゆる「用地対策課メール」関連文書を内容とし、「関連文書」の解釈として、本件の「開示しなかった文書」を含む

ため、本件請求は、同日付けの別途請求に包含されている。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方について

条例第6条第1項第2号が「公文書を特定するために必要な事項」の記載を求めるには、公文書の特定が開示請求権に内在するものであり、本来は、開示請求者において特定すべきことを定めたものである。しかしながら、現行の公文書管理体制及びその運用のもとでは、実施機関の情報提供なくしては開示請求者が公文書を特定できないことも確かであり、実施機関に公文書の特定のための情報提供を行う努力義務があるといえる。

2 本件処分の妥当性について

異議申立人は、情報提供が不十分であると主張しているが、実施機関は情報公開コーナーに配架している公文書管理簿の写しを教示した。実施機関は可能な限りの情報提供を行っており、異議申立人の補正の参考となる情報の提供を省略したとまでは言えない。異議申立人は、実施機関の教示した公文書管理簿の写しを見たかどうかは定かでないが、上述のとおり直ちに、補正請求に基づく補正を行った。実施機関は、補正後の請求書についても、条例第6条第1項第2号に規定される、公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項が満たされていないため、開示請求書に形式上の不備があるとして非開示決定を行った。異議申立人の意見聴取の際においても、本事案について、異議申立人から積極的に公文書の特定についての説明もなされなかったことから、本件請求に対して特定が不十分であるとして実施機関の行った本件処分は妥当である。

3 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、異議申立人は、地図訂正が不正に行われた等、「第3 異議申立ての内容要旨」以外の種々の主張をしているが、当審査会は、条例第19条の規定に基づく実施機関からの諮問に応じ、本件処分の妥当性について調査審議する機関であり、異議申立人の当該主張の是非については、当審査会の判断するところではない。

もともと、情報公開制度は、県民等の請求に応じて、実施機関が管理している公文書を公開することにより、県が行う諸活動の状況を説明し、県民に対する理解と信頼を深めることを目的とした重要な制度である。補正に関しては、情報公開制度の理念を尊重し、公文書の特定を慎重に行うよう留意すべきである。

第6 答申に至る経過

年 月 日	審査の経過
平成24年3月13日	○諮問（実施機関）
平成24年4月5日	○実施機関からの理由説明書を受理
平成25年5月30日	○審議
平成25年6月14日	○審議
平成25年9月10日	○審議
平成25年11月5日	○実施機関からの説明及び意見の聴取
平成25年12月17日	○異議申立人からの説明及び意見の聴取
平成26年1月21日	○審議

平成26年 2月18日	○審議
平成26年 3月18日	○審議
平成26年 4月22日	○審議

別紙1

(1)

平成23年10月3日付〇〇〇〇が請求した平成12年から平成23年までの公図訂正における費用支払事務に関する検査調書について、東牟婁振興局を除く和歌山県全域振興局の費用支払請求書、支出票、契約書等の開示請求に対し、別紙の通り「2件の開示請求について、別添を参考に期間延長を行って下さい。日高建設部は1年延長するとのことです。開示する成果品は公図訂正に関する部分のみで対応したいと思います。それ以外開示していただく必要はありません」との指示（命令）をしている。この件以外の全ての公文書開示。

(2)

別紙記載中「・・・1つの成果品の中に、公図訂正以外の部分もあるかと思いますが、その部分は開示していただく必要がありません。」との指示（命令）をしている。この指示（命令）によって開示しなかった平成18年度以前の永久保存文書全部と content-Encoding : base64 による平成18年度以前の永久保存文書全部につき、東牟婁以外全県振興局全部局の公文書開示。建設部以外も全て含む。

(3)

補正を要する事項

公文書開示請求書中に記載されている文章では、請求書に添付されている文書以外の県の公文書全となり、あなたが必要とする公文書を特定できません。

つきましては、情報公開コーナーに配架している公文書管理簿の写しを参考に、公文書の名称を記載していただくか、知りたい事項を具体的に記載して下さい。

なお、平成24年1月20日までに補正がなければ、当該開示請求に対して開示しない旨の決定を行いますので御了承願います。

(4)

平成23年10月3日付〇〇〇〇が請求した平成12年から平成23年までの公図訂正における費用支払事務に関する検査調書について、東牟婁振興局を除く和歌山県全域振興局の費用支払請求書、支出票、契約書等の開示請求に対し、別紙の通り「2件の開示請求について、別添を参考に期限延長を行って下さい。日高建設部は1年延長するとのことです。開示する成果品は公図訂正に関する部分のみで対応したいと思います。公図訂正以外の部は開示の必要はない」と指示書他関連文書全部開示。但し、東牟婁振興局以外全ての振興局建設部対象。